

家族信託・個人による 活用事例

⑧

-障害者等支援信託-

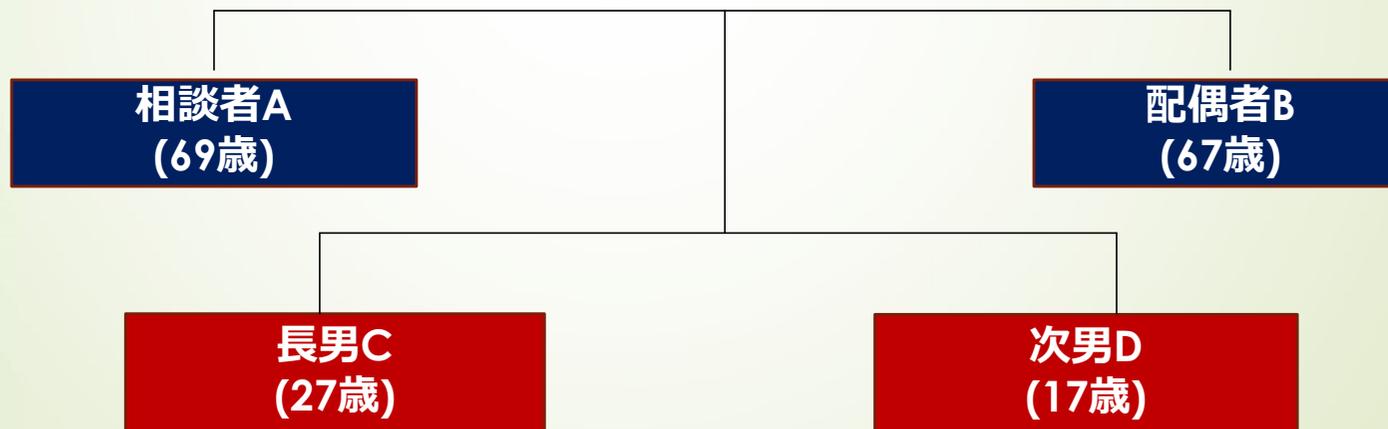


1.事例の概要

①相談者：A氏(69歳)東京都在住

②事例背景：

- A氏と配偶者B(67歳)には、長男C(27歳)と次男D(17歳)がいる
- 次男Dは**重度の精神障害者**であり、**自立生活が不可能**な状態である
- AB夫妻はDの為蓄財→自分たち死後は二人の子供に等分に相続を希望している
- 将来的に、AB夫妻は**長男Cに次男Dの後見人**になって貰う意向だが…
- 長男Cが適切に**財産管理して貰えるのか心配**である



2.家族信託以外の対策例・その課題点

1.対策例①：遺言で次男Dにも財産を相続・Dさんの後見人として第三者を付ける

- 第三者が後見人に付くことにより…
- 長男Cが後見人としての能力に不安が解消か？

2.対策例①の課題点：

- 長男Cと次男Dの関係性が薄れる
- 第三者後見人が身上監護を適切に行えるのかが不安



相談者Aの財産状況

資産概要	金額
自宅不動産	土地評価額 2,500万円
X社株式	時価 1,000万円
預金等	2,000万円

3.家族信託を活用した提案

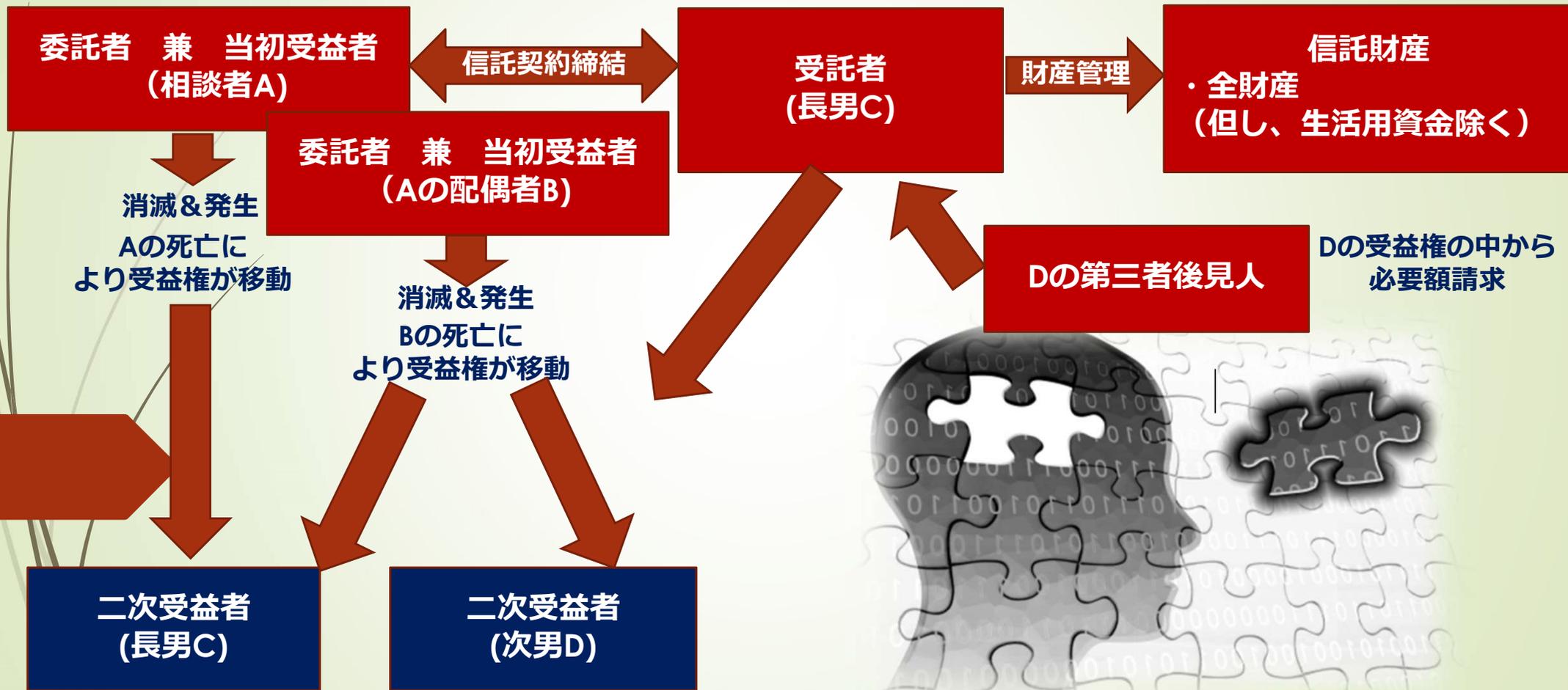
●対策例：A氏とその家族全員による、家族信託契約を締結する

①具体的内容：信託契約の登場人物は以下の通りとする

- ・ **A氏及び配偶者Bを委託者兼当初受益者**とし…
- ・ **長男Cを受託者**とし…
- ・ **長男C、次男Dを二次受益者**（均等割合）とし…
- ・ **長男Cを三次受益者**とする家族信託契約を締結する
- ・ 二次受益者Dに対して←第三者後見人請求に応じて、
→受託者Cから給付する内容とする



4.本事例のスキーム図



5. 家族信託を活用するメリット

- ① Cは受託者という立場になる・・・
 - 「信託財産を分別管理」する義務が発生
 - 「他の事に流用」することが出来ない
- ② Dの生活費等は一度に渡すのではない・・・
 - 「家族信託契約に基づき」受託者Cから給付
 - 「的確な管理」が可能となる
- ③ Dの後見人も多額の財産を管理する必要がなくなる
 - 身上監護等の、
 - 本来の成年後見業務に集中出来る
- ④ Dが死亡した際には・・・
 - 受益権は兄Cにスムーズに移動することとなる
 - Dの相続に関する混乱は発生しない

相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆問題の顕在化と対策のタイミング

